

*** 生産性向上特別措置法に係る課税標準の特例について ***
(地方税法附則第15条第47項)

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業のうち、一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の軽減を受けることができます。

1 制度の概要

①中小企業者が、②適用期間内に、先端設備等導入計画の認定を受け、③一定の設備を新規取得した場合、固定資産税の課税標準額が3年間にわたって0(ゼロ)に軽減されます。

先端設備等導入計画については、南城市観光商工課までお問い合わせください。

※対象者

資本金額1億円以下の法人、従業員数1000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けたもの(大企業の子会社を除く)

2 対象設備 (最低取得価格/販売開始時期)

生産、販売活動等の用に直接供される下記の設備

- ◆機械装置(160万以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物付属設備(60万円以上/14年以内)
- ◆構築物(120万円以上/14年以内)
- ◆事業用家屋は、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの

※設備の取得時期 : 平成30年6月6日~令和3年3月31日

「取得」は「計画認定後」である必要があります。

3 申請方法と必要書類

以下の必要書類を償却資産申告書と合わせてご提出ください。

*	償却資産申告書・種類別明細書(提出用)
1	先端設備等導入計画に係る書類の写し (認定申請書、先端設備等導入計画、確認書等)
2	工業会等による証明書の写し